

# 第 5 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成 25 年 5 月 2 日 (木)  
 開会 午後 1 時 30 分  
 閉会 午後 3 時 30 分

2. 場 所 全員協議会室 (議会棟 2 階)

3. 出 席 23 名

4. 欠 席 0 名

| 議席 | 氏 名    | 出席 | 議席 | 氏 名    | 出席 | 議席 | 氏 名    | 出席 |
|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|
| 1  | 山口 友三郎 | ○  | 11 | 平 山 修  | ○  | 21 | 副島 博司  | ○  |
| 2  | 松尾 直一  | ○  | 12 | 橋口 忠次郎 | ○  | 22 | 中島 善重  | ○  |
| 3  | 前田 英司  | ○  | 13 | 森 登喜男  | ○  | 23 | 井手 憲一郎 | ○  |
| 4  | 福田 義晴  | ○  | 14 | 内海 敏光  | ○  |    |        |    |
| 5  | 齊藤 厚男  | ○  | 15 | 梅崎 義純  | ○  |    |        |    |
| 6  | 池田 良一  | ○  | 16 | 藤森 秀喜  | ○  |    |        |    |
| 7  | 藤田 勉   | ○  | 17 | 前田 國太郎 | ○  |    |        |    |
| 8  | 市丸 和男  | ○  | 18 | 土井 末義  | ○  |    |        |    |
| 9  | 西山 哲   | ○  | 19 | 前田 儀三郎 | ○  |    |        |    |
| 10 | 岩永 孝雄  | ○  | 20 | 竹本 照雄  | ○  |    |        |    |

議事録署名者 2 番 松尾 直一

22 番 中島 善重

5. 事務局職員

| 職 名  | 氏 名     | 職 名  | 氏 名     |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 力 武 浩 和 | 農地係長 | 原 利 彦   |
| 農地係員 | 久 保 克 明 | 農地係員 | 松 尾 慎 也 |

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

|         |  |               |
|---------|--|---------------|
| 議案 第27号 | 農地法第5条の申請について  | ( 1件)         |
| 議案 第28号 | 農地法第3条の申請について  | ( 8件)         |
| 議案 第29号 | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について                              | ( 利用権設定 通年9件) |
| 議案 第30号 | 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |               |

8. 報告事項

|         |                              |       |
|---------|------------------------------|-------|
| 報告 第10号 | 農地法第18条第6項通知の受理について          | ( 2件) |
| 報告 第11号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について | ( 1件) |

9. 連絡事項

なし

|           |  |
|-----------|--|
| <p>議長</p> | <p>みなさん、こんにちは。<br/>(挨拶)</p>  |
| <p>議長</p> | <p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。<br/>本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。<br/><br/>次に、議事録署名人のご依頼を申し上げます。<br/>今回は2番 松尾委員、22番 中島委員です。<br/>事務局で作成する議事録が完成次第ご署名をお願いします。<br/><br/>本日の議案数は、4つです。<br/>第27号 農地法第5条の申請について 1件<br/>第28号 農地法第3条の申請について 8件<br/>第29号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]<br/>について<br/>利用権設定 通年 9件<br/>第30号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の<br/>点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成<br/>に向けた活動計画について 1件<br/>また、報告事項は、2つです。<br/>第10号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件<br/>第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について<br/>1件<br/>となっております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議事に入ります。<br/>議案第27号 農地法第5条の申請について<br/>事務局から説明をお願いします。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 事務局    | <p>議案第 27 号農地法第 5 条の申請 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 1 ページ、15 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 ページ、土地利用計画図が 2 ページ、平面図が 3 ページ、横断図が 4 ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町古里地区です。</p> <p>借受人が、農産物直売所を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第 2 の 1 の (1) のアの (ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b、用途区分の変更に該当します。</p> <p>議案第 27 号農地法第 5 条の申請は以上 1 件です。</p> |
| 議長     | <p>それでは、農地法第 5 条 15 番について担当委員から説明をお願いします。</p>   |
| 担当委員   | <p>この件についてですね、先日御相談がございまして現場に行ってお参りました。お手元の資料の 2 番を見てもらえば平面図ですが、上部のほうに工事中と書いてありますが、ここが西九州自動車道の箇所ですが谷口 I.C のちょうど降り口あたりになります。そこに直売所を設けたいというお話でありまして、ここ水田でございまして少し窪んだところでございます。そういう話がありまして現場を見まして、その上部に対しては水田等もございませんので別に支障はないかと思っております。また地区の生産組合長さん、それから区長さんたちの捺印等もございましたので私のほうも捺印をしたわけでございます。御審議をよろしく願いいたします。</p>  |
| 議長     | <p>農地法第 5 条 15 番について、御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 19 番委員 | <p>これは法的にどうなのかなと思いますけども、隣接者として西九州道路が通ることですけれども隣接者の印鑑も承諾がいるのでしょうか。こ</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | ういう場合は。いかがですか。   |
| 事務局   | 西九州道路が通ることによる隣接者の同意の印鑑ということでしたら、農地法による農地転用の場合は隣接者の同意を農地に関してのみとっているところですが、その分も同じようなことが道路工事で行われているかというところについては、国の道路法によるところだと隣接の同意というのは必ずしも必要ではないということのようです。  |
| 19番委員 | 1 ページの右側の図面では4288番地3の佐賀県所有の田としてありますね。道路じゃないわけですよね。いずれは道路ができるやろうけども、今のところの地目は田ですよね。それは関係ないのかなということです。   |
| 議長    | <p>ここは地目こそが田ですが、現況としてはすでに農地外になっています。今お話があったこの字図の左側の県道で狭いほうが歩道ですね。そしてこの枠印の申請のところが小さな田んぼですね。その下の4278番地1というのが借りられる方のぶどう畑です。そして申請の上の4288番地3が西九州道の出入り口の道路としてできあがっております。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第27号農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第28号農地法第3条の申請8件について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局   | <p>議案第28号農地法第3条の申請8件について説明します。</p> <p>議案は2～4ページになります。</p> <p>議案の36～43番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | 農地法第3条の申請については以上8件です。  |
| 議長  | <p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の2～4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第28号農地法第3条申請8件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第29号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定の通年9件の説明を事務局からお願いします。</p>       |
| 事務局 | <p>議案第29号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御説明します。議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が9名で、面積は、田20,205㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定については以上9件です。</p>            |
| 議長  | <p>議案第29号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第29号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を事務局からお願いします。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>議案第30号でございます。別冊になっております。こちらのほう平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）それと25年度の目標というものになります。こちらのほうは3月の時に委員会のほうに出すのが間に合いませんので、御自宅のほうに直接郵送をさせていただきます。御意見があればということでお伺いをした案件でございます。その後、皆様から御意見等はございませんでしたので、その分でこの3月から一か月間の意見公募というところを行ってきたところでございます。4月30日まで意見公募を行いまして今回最終的な案ということで皆様に議案として提案をしているものでございます。</p> <p>詳しくは担当職員から説明をさせます。</p>   |
| 担当職員 | <p>今、係長のほうからお話しがありましたように平成21年から農地法改正が伴いまして農業員会の適正な事務実施というなかの仕事の一つの中に農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と来年度の活動計画というのを公表して農業委員会の活動実態を皆さんに公にしたいということでこの議案30号については平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画というかたちになっております。事前にお送りしてまして、今回御説明するところでありまして一部修正があったものがあります。そちらの説明で全体の説明を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>まず、1ページ平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と1ページになりますがそちらの2番ですね、事務に関する点検と(1)の農地法第3条に基づく許可 ということによって1年間の処理件数というのが現在100件というかたちになっております。事前にお渡しした分が間違いがありまして、事前にお渡ししたものでは91件というかたちになっておりましたので100件のほうで修正をさせていただいております。中身のほうにおきましても、申請者への審議結果の通知等ということで91件が100件というかたちになっております。あと処理期間というのが申請受理から28日からの隣の処理期間平均を何日ですかというのがありますが、こちらのほうが21日となっておりますが、平均は26日で処</p> |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>理を終わっているというかたちでありましたので、26日と変更をさせていただいております。続きまして、変更があった分でございますが、4ページに促進事務に関する評価というところがございまして、そちらに(4)評価の案というかたちになっているものがありました。こちらのほうが前回お渡ししている分に関しましては2月末の期間での認定農業者の数というかたちでお伝えしておいたものがありまして、(2)の24年度の目標及び実績というものが(2)で目標は5件、認定農業者です。目標は5経営、実績は2経営というかたちで40%増加ですよということでお伝えをしておりましたが実質3月末の取りまとめを行った結果、目標は5経営でありましたが実績が0経営。昨年よりも増えもしなかったということになっております。その理由としましては(4)の評価案のところに書いておりますけれども、25年3月の末の期間満了者数45名に対して再認定を促しましたけれど再認定者35名となって再認定者全員を確保することはできませんでした。しかし新規の認定者というのが12名。それと再認定ではありませんけど以前に認定をされていた方が新しく認定をされたという方3名。最終的には5名の増加というのになっておりましたが、最終的には死亡によって自然減が5名とありましたので最終的には伊万里市の経営体としましては1番上のところ244経営。24年度に関しましては当初と年度数のほうは変わらなかったというかたちになっております。一応修正が前回の分とあったのが以上の分になっております。一応毎年ルール上になりますが、3月末にホームページに載せまして5月の農業委員会のほうで決定を受けまして5月の末にはホームページに公表するという流れになっておりますので、今回の活動計画案・点検評価案こちらのほうで意見がなければこのままホームページのほうに掲示をさせていただければと思っております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>議案第30号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意見御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第30号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計</p>  |



|     |  |
|-----|--|
|     | <p>画について承認を戴きました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理2件について、事務局から報告をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理2件について説明します。</p> <p>議案の11ページを御覧ください。</p> <p>13番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は贈与の予定で今回3条申請が出ております。</p> <p>14番につきましても、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は贈与の予定で今回3条申請が出ております。</p> <p>報告第10号については以上2件です。</p> |
| 議長  | <p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして、報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について1件について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の内容について御説明します。</p> <p>議案の12ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、二里町中里地区です。</p> <p>申請地の畑の一部に農業用倉庫と農作業場を作るため届出が出ております。</p>                                |

|      |  |
|------|--|
|      | 報告第11号については以上1件となっております。   |
| 議長   | それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。  |
| 担当委員 | ここは自宅の目の前で自宅が手狭ということでした。実際に、車は自宅に一台止まるか止まらないかという場所で、どうしても農業用倉庫を建てたいということです。別に支障はないと思いますのでよろしく御審議のほどお願いします。               |
| 議長   | 報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について、御質問はございませんか。<br><なし><br>無いようですので、これで報告事項を終了します。<br>それでは、その他協議事項について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局  | その他協議事項の説明   |